

議案第 28 号

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおりとする。

平成 16 年 6 月 25 日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 福 田 富 一

- 1 上三川町，上河内町及び河内町の農業委員会は，合併時に宇都宮市農業委員会に統合する。
- 2 上三川町，上河内町及び河内町農業委員会の委員のうち，選挙委員は，市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 1 項第 2 号の規定を適用し，宇都宮市農業委員会委員の残任期間，上三川町は 12 人，上河内町は 6 人，河内町は 6 人に限り，引き続き新市の農業委員会委員として在任する。
- 3 合併後，最初に行われる一般選挙における選挙委員の定数は，40 人とする。
- 4 合併後，最初に行われる一般選挙における選挙区は，宇都宮市に 3 選挙区，上三川町，上河内町及び河内町にそれぞれ 1 選挙区，合計で 6 選挙区を設ける。
また，選挙区ごとの定数は，農業委員会委員選挙人名簿登録者数に比例して定める。

協定項目		農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い			所管専門部会名	産業専門部会	
調整の方向性		1 上三川町，上河内町及び河内町の農業委員会は，合併時に宇都宮市農業委員会に統合する。 2 上三川町，上河内町及び河内町農業委員会の委員のうち，選挙委員は，市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 1 項第 2 号の規定を適用し，宇都宮市農業委員会委員の残任期間，上三川町は 1 2 人，上河内町は 6 人，河内町は 6 人に限り，引き続き新市の農業委員会委員として在任する。 3 合併後，最初に行われる一般選挙における選挙委員の定数は，4 0 人とする。 4 合併後，最初に行われる一般選挙における選挙区は，宇都宮市に 3 選挙区，上三川町，上河内町及び河内町にそれぞれ 1 選挙区，合計で 6 選挙区を設ける。 また，選挙区ごとの定数は，農業委員会委員選挙人名簿登録者数に比例して定める。					
現 状 ・ 課 題 ・ 対 応							
1 基礎データ							
		宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	合 計	
区域面積		3 1 2 . 1 6 k m ²	5 4 . 5 2 k m ²	5 6 . 9 6 k m ²	4 7 . 7 2 k m ²	4 7 1 . 3 6 k m ²	
総農家戸数 1		5 , 4 2 7 戸	1 , 7 1 2 戸	9 5 9 戸	9 1 6 戸	9 , 0 1 4 戸	
経営耕地面積 1		7 , 8 8 8 ha	2 , 4 8 6 ha	1 , 8 5 5 ha	1 , 8 9 8 ha	1 4 , 1 2 7 ha	
選挙人名簿登録者数 2		1 4 , 9 2 1 人	4 , 7 1 8 人	2 , 1 1 4 人	2 , 2 8 3 人	2 4 , 0 3 6 人	
農 業 委 員 の 数	選挙委員		3 0 人	1 8 人	1 2 人	1 1 人	7 1 人
	選任委員	議会推薦	5 人	4 人	2 人	2 人	1 3 人
		農協推薦	1 人	1 人	1 人	1 人	4 人
		共済推薦	1 人	1 人	1 人	1 人	4 人
	計		3 7 人	2 4 人	1 6 人	1 5 人	9 2 人
任期		H 14.7.20~H 17.7.19	H 14.7.20~H 17.7.19	H 14.7.20~H 17.7.19	H 14.7.20~H 17.7.19	(任期 3 年)	
選挙区の数		3 選挙区	3 選挙区	1 選挙区	2 選挙区	9 選挙区	

1 は 2000 年農業センサス 2 は平成 16 年 3 月 31 日現在

現 行			
市 町	選挙委員	選任委員	計
宇都宮市	30人	7人	37人
上三川町	18人	6人	24人
上河内町	12人	4人	16人
河内町	11人	4人	15人
計	71人	21人	92人

合

併

1つの農業委員会を置く場合

合併特例法第8条
第1項第2号

原 則			
市 町	選挙委員	選任委員	計
宇都宮市	30人	7人	37人
上三川町	失職	失職	
上河内町			
河内町	失職	失職	
計			

在 任 特 例			
市 町	選挙委員	選任委員	計
宇都宮市	30人	7人	37人
上三川町	40人以内	失職	40人以内
上河内町			
河内町	70人以内	7人	77人以内
計			

旧市町の区域ごとに農業委員会を置く場合

農業委員会法第34条第2項

在 任 特 例			
市 町	選挙委員	選任委員	計
宇都宮市	30人	7人	37人
上三川町	18人	6人	24人
上河内町	12人	4人	16人
河内町	11人	4人	15人
計	71人	21人	92人

旧市町の区域によらないで複数の農業委員会を置く場合
(合併特例法第8条第3項)

平成17年7月

一般選挙			
市 町	選挙委員	選任委員	計
宇都宮市	10人 ～ 40人 以内	7人 以内	47人 以内
上三川町			
上河内町			
河内町	40人 以内	7人 以内	47人 以内
計			

一 般 選 挙			
市 町	選挙委員	選任委員	計
宇都宮市	30人	7人以内	37人以内
上三川町	18人	7人以内	25人以内
上河内町	12人	7人以内	19人以内
河内町	11人	7人以内	18人以内
計	71人	28人以内	99人以内

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

(1) 先進事例

ア 大船渡市の例（平成 13 年 11 月 15 日合併 編入 1 市 1 町）

- 1 三陸町の農業委員会は、大船渡市の農業委員会に統合するものとする。
- 2 三陸町の農業委員会の委員のうち、選挙による委員 10 人は、合併特例法第 8 条第 1 項第 2 号の規定により、大船渡市の農業委員会の委員の残任期間、引き続き大船渡市の農業委員会の委員として存在するものとする。

イ 福山市の例（平成 15 年 2 月 3 日合併 編入 1 市 1 町）

- 1 内海町の農業委員会は、福山市農業委員会に統合するものとする。
- 2 内海町の農業委員で選挙による委員である者は、市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 1 項第 2 号の規定を適用し、福山市農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き在任するものとする。

ウ 新居浜市の例（平成 15 年 4 月 1 日合併 編入 1 市 1 村）

- 1 別子山村の農業委員会は、新居浜市の農業委員会に統合するものとする。
- 2 別子山村の農業委員で選挙による委員である者のうち 2 名は、合併特例法第 8 条第 1 項第 2 号の規定を適用し、新居浜市の農業委員会の選挙による委員として引き続き在任するものとする。

エ 呉市の例（平成 16 年 4 月 1 日合併 編入 1 市 1 町）

- 1 川尻町農業委員会は、呉市農業委員会に統合する。
- 2 市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、川尻町農業委員会の選挙による委員のうち 2 人に限り、呉市農業委員会の委員の残任期間、引き続き呉市農業委員会の選挙による委員として在任する。

(2) 関係法令

- 農業委員会等に関する法律 (昭和 2 6 年法律第 8 8 号)

(設置)

第 3 条 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地 (以下「農地」という。) のない市町村には、農業委員会を置かない。

- 2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を 2 以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。

(選挙による委員)

第 7 条 農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、1 0 人から 4 0 人までの間で条例で定める。

- 2 前項の委員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行うことができない。

(選挙の単位)

第 1 0 条の 2 農業委員会の選挙による委員は、その農業委員会の区域において選挙する。

- 2 市町村長は、農業委員会の選挙による委員の選挙につき特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、当該農業委員会の区域を分けて 2 以上の選挙区を設けることができる。
- 3 前項の場合において、各選挙区において選挙すべき農業委員会の委員の定数は、おおむね選挙人の数に比例して、条例で定めなければならない。
- 4 第 2 項の規定により農業委員会の委員の選挙につき選挙区が設けられた場合において、選挙人の所属の選挙区は、その住所による。

(選任による委員)

第 1 2 条 市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。

- 一 省令で定める農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦した理事各 1 人
- 二 当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者 5 人以内

(境界の変更の場合の特例)

第34条第2項 市町村の境界変更が行われる場合において、他の市町村の区域の全部又は一部を新たにその区域に包含することとなった市町村に、その市町村の従前の区域及び新たに属することとなった区域に従前置かれていた各農業委員会の区域を区域としてそれぞれ農業委員会が置かれるときは、従前の農業委員会は、当該区域を区域とする農業委員会となって存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

○農業委員会等に関する法律施行令(昭和26年政令第78号)

(2以上の農業委員会をおくことができる市町村)

第1条の3 法第3条第2項の政令で定める市町村は、その区域の面積が2万4千ヘクタールを超える市町村又はその区域内の農地面積が7千ヘクタールを超える市町村とする。

(選挙による委員の定数の基準)

第2条の2 農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(別表)

区 分		定数の基準
1	(1)その区域内の農地面積が1,300ヘクタール以下の農業委員会 (2)10アール(北海道にあつては、30アール)以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人(農地法第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。)の数の合計数(以下「基準農業者数」という。)が、1,100以下の農業委員会	20人以下
2	1の項及び3の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	30人以下
3	その区域内の農地面積が5,000ヘクタールを越え、かつ、基準農業者数が6,000を超える農業委員会	40人以下

(選挙区の基準)

第 5 条 法第 10 条の 2 第 2 項の規定により農業委員会の区域を分けて 2 以上の選挙区を設ける場合には、その分けて設けられるすべての選挙区につき、その区域内の農地面積が 500 ヘクタール以上となるか、又は基準農業者数が 600 以上となるようにしなければならない。

○市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）

(農業委員会の委員の任期等に関する特例)

第 8 条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては 80 を超えず 10 を下らない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては 40 を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。

(1) 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後 1 年を超えない範囲で当該協議で定める期間

(2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつてはその編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間

2 略

3 農業委員会等に関する法律第 3 条第 2 項の規定により合併市町村の区域を 2 以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合又は同法第 35 条第 1 項の規定により地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）である合併市町村の区ごとに農業委員会を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第 34 条の規定の適用がある場合を除いて、前 2 項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、新たに設置された合併市町村とみなす。